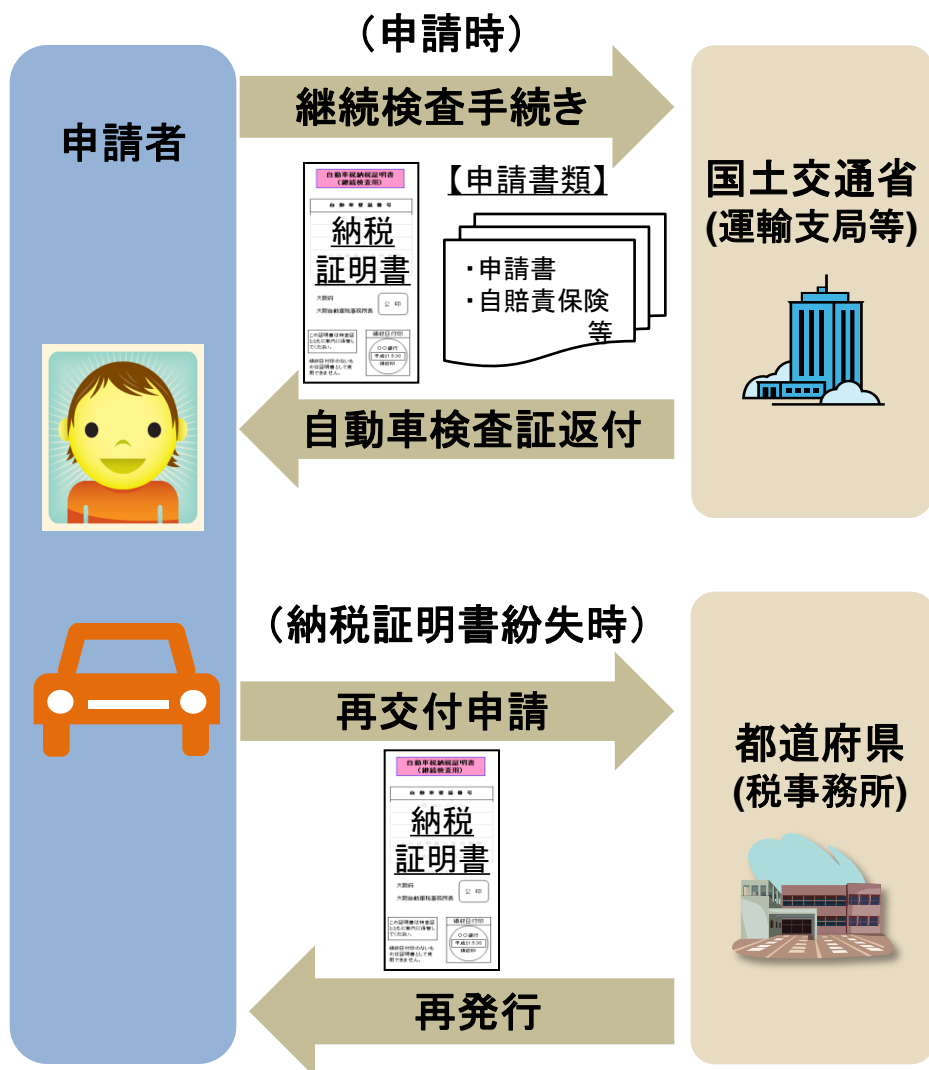


平成27年10月から

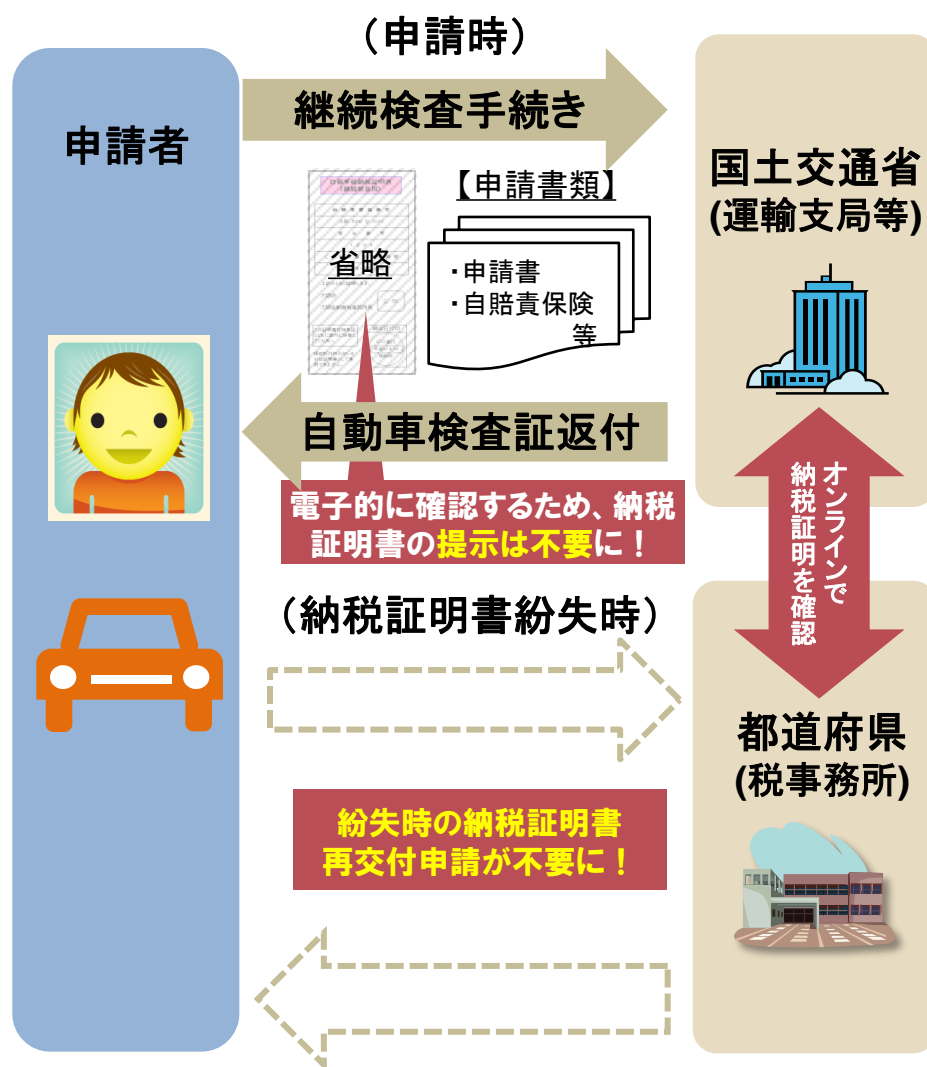
登録自動車について、車検時の自動車税に係る納税証明書の提示を省略できるようになりました！

※自動車税に滞納があると、これまでどおり自動車検査証の返付は受けられません。

■これまでの申請の流れ



■平成27年10月以降の申請の流れ



【ご注意ください】 ～ 以下に該当する方は、納税証明書の提示が必要です ～

○ 自動車税を納付後すぐに継続検査を受検される方

※自動車税の納付方法により、当該納付情報が都道府県のシステムに反映されるまで相応の日数（最大2週間程度）がかかる場合があります。自動車税を納付後すぐに継続検査を受検する方は、金融機関の窓口やコンビニ等でお支払いただき、納税通知書に添付の納税証明書をご提示ください。

○ 軽自動車、小型二輪自動車の継続検査を受検される方

※これまでと同様、管轄の市町村が発行する納税証明書の提示が必要です。